農地中間管理事業 平成30年度事業計画書

農地中間管理事業

事業主体(農地中間管理機構)として、市町村等関係機関の協力を頂き農用地等を借入れ、農地中間管理権を取得し農地の中間管理を行い、必要な場合は基盤整備等の条件整備を併せて行い、公募により農地の借受を希望した者に農地の集積・集約化が図れるよう再配分(貸付け)を実施する。

〔農地中間管理事業計画〕

単位:件、ha、千円

I	区	分	実 施 計 画				
			件数	面積	借賃	管理費	工事費
1	借	入	8,500	4,250	637,500	_	_
	ゔ゙	5転貸())年度借入合む)	4,250	4,250	637,500	_	_
	うち管理		200	100	15,000	30,000	_
		うち条件整備	100	50	7,500	_	50,000

※「農地中間管理権」とは、農地中間管理事業の実施により受け手に貸し付けることを 目的として、農地中間管理機構(公社)が取得する「賃借権または使用貸借による権利」等と定義されています。

(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項)。